

田園調布学園大学学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本学は、捨我精進の精神と人間尊重を基調とし、時代の要請に対応できる柔軟な思考力と行動力のある人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会・国際社会の福祉に貢献することを目的とする。

2 各学部学科及び専攻における教育研究上の目的及び人材養成に関する目的は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 人間福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻は、人の一生を通した多様な福祉ニーズに対応するために、一人ひとりの尊厳を尊重し、高い専門性を身につけた福祉の人材を養成することを目的とする。
- (2) 人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻は、介護を必要としている人の尊厳を保ち、生活を総合的に支援するために、専門的な知識と技術を合わせ持つ福祉の人材を養成することを目的とする。
- (3) 人間福祉学部共生社会学科は、人の一生を通した多様な福祉ニーズに対応するために、心理と福祉の専門知識を活用して、福祉現場や教育現場において貢献できる人材を養成することを目的とする。
- (4) 子ども教育学部子ども教育学科は、子どもの最善の利益を守るために、子どもと社会について深く考え実践することのできる高い専門性を身につけた教師・保育者を養成することを目的とする。
- (5) 人間科学部心理学科は、多様な人々が共生するうえで生じる課題に対して、心理学の知識と技法に基づく支援を行い、共生社会の実現に寄与する人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行う項目及び実施体制等は、別に定める。

第 2 章 学部、学科等及び定員

(学部、学科等、学生定員)

第3条 本学において設置する学部、学科及び専攻並びに定員は、次のとおりとする。

学部・学科・専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
人間福祉学部	160人	—	640人
社会福祉学科	110人	—	440人
社会福祉専攻	80人	—	320人
介護福祉専攻	30人	—	120人

共生社会学科	50人	—	200人
子ども教育学部	80人	—	320人
子ども教育学科	80人	—	320人
人間科学部	60人	—	240人
心理学科	60人	—	240人

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は 4月 1日に始まり、翌年 3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。ただし、学長は、必要に応じて前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

前期 4月 1日から 9月30日まで

後期 10月 1日から翌年 3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学の創立記念日 6月 5日

(4) 春期休業日 3月19日から 3月31日まで

(5) 夏期休業日 8月 1日から 9月20日まで

(6) 冬期休業日 12月25日から翌年 1月 7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、臨時に休業日を変更し、又は休業日に授業等を行うことができる。

第 4 章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があり、かつ、教育上支障のないときは、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第10条 本学に入学を希望する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学希望者については、別に定めるところにより、入学選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他必要書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第13条 編入学は、次の各号のいずれかに該当する者について、選考のうえ、3年次に入学を許可する。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者及び編入学する前年度末までに卒業する見込みの者
- (2) 大学に2年以上在学し、62単位以上取得している者(取得見込みの者を含む)
- (3) 高等専門学校を卒業した者及び編入学する前年度末までに卒業する見込みの者
- (4) 専門士の称号の授与が認められている福祉系の専修学校の専門課程を修了した者及び編入学する前年度末までに修了する見込みの者
- (5) 学校教育法第58条の2に規定する高等学校の専攻科の課程を修了した者及び編入学する前年度末までに修了する見込みの者
- (6) 前5号の各号のいずれかと同等以上の学力を有すると本学が認めた者

2 前項の規定により入学を許可された者について、第28条又は第29条の規定を適用し、単位を認定する。

3 本条により入学を許可された者の最長在学年数は、第4条第2項の規定にかかわらず、4年とする。

4 前3項に定めるもののほか、編入学に関することは、別に定める。

(転入学)

第14条 他の大学から本学に転入学を希望する者があるときは、相当年次に転入学を許可することがある。

2 転入学を希望する者については、別に定めるところにより、選考を行う。

3 前項により転入学を許可された者について、第29条の規定を適用し、単位を認定する。

(転学科、転専攻)

第15条 学生が、他の学科又は他の学科専攻への転学科、転専攻を希望するときは、選考のうえ、転学科、転専攻を許可することがある。

2 前項により転学科、転専攻を許可された学生の前所属学科専攻において履修した授業科目について、第29条の規定を適用し、単位を認定する。ただし、認定できる単位は、第25条第1項別表第二による卒業要件単位の範囲内とする。

3 前2項に定めるもののほか、転学科、転専攻に関することは、別に定める。

(退学)

第16条 退学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条の2 本学を退学した者が再入学を希望するときは、選考のうえ、再入学を許可することがある。

2 再入学に関することは、別に定める。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事情により6ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 休学期間は当該年度限りとする。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き1年間まで休学を延長することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を受けて復学することができる。

(届出期限)

第19条 前3条に規定する退学、休学及び復学を希望するときは、それぞれ所定の書類を当該学期末までに提出し届出なければならない。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第17条第3項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
- (3) 納付金等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

- 2 除籍の手続に関することは、別に定める。

第 5 章 授 業 科 目 等

(授業期間及び授業科目)

第21条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、原則として35週とする。

- 2 授業科目及び単位数は、別表第一のとおりとする。
- 3 教育上有益と認めるときは、前項で定めた以外の授業科目、その科目区分および単位数について、教授会の議を経て学長がこれを定めることができる。

- 4 人間福祉学部及び子ども教育学部の学科に次のとおり教育職員免許状の所要資格を得るための教職課程を置き、免許状の種類ごとに必要な授業科目を配置する。

学部学科	免許状の種類 () 内は教科又は領域
人間福祉学部共生社会学科	中学校教諭一種免許状 (社会) 高等学校教諭一種免許状 (公民) 高等学校教諭一種免許状 (福祉) 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者・肢体不自由者)
子ども教育学部子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状

(授業の方法)

第22条 本学における授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又は、これらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の国内又は国外の場所で行うことができる。
- 3 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。
- 4 授業の一部を、校舎及び付属施設以外の場所で行うことがある。

(単位)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義、演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業の方法を併用して行う授業科目については、15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業研究については、4単位とする。

第 6 章 卒 業 の 要 件 等

(単位の授与及び学修の評価)

第24条 授業科目を履修し、試験その他の大学が定める適切な評価方法により合格点に達した者に所定の単位を与える。ただし、各授業科目について、学則第23条に定める授業時間数の3分の2以上出席しなければ原則として当該授業科目の単位を与えない。

2 学修の評価は、S、A、B、C、及びDをもって表し、C以上を合格とする。

3 前2項に定めるもののほか、履修及び単位認定に関することは、別に定める。

(卒業認定)

第25条 本学に4年以上在学し、所定の学費を納め、別表第二に定める卒業要件単位を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 教育上有益と認めるときは、前項に定める卒業要件単位に、所属する学部・学科以外の他の学部・学科において修得した単位を含めることができる。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、学位を授与する。

(学位)

第26条 前条第2項の学位は、人間福祉学部の卒業生は、学士（社会福祉学）とし、子ども教育学部の卒業生は、学士（子ども教育学）とし、人間科学部の卒業生は、学士（心理学）とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、高等専門学校の専攻科又は学校教育法第58条の2に規定する高等学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学

及び再入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項及び前条第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第 7 章 納 付 金

(納付金)

第30条 本学の納付金は、次のとおりとする。

入学検定料	35,000 円
入学金	300,000 円
授業料（年額）	700,000 円
施設費（年額）	440,000 円

(納付金等の納期及び納入額等)

第31条 前条の納付金及び別に定める預り金（以下「納付金等」という。）の納期及び納入期限並びに納入方法については、納付金等納入規程の定めるところによる。

2 前項の納付金等の納入は、特別な事情があると認められる者に限り、申請により延納を認めることができるものとする。

(納付金等の減免)

第32条 第30条の規定にかかわらず、納付金等の一部について減額又は免除することができるものとし、減免の対象者、減免する納付金等の種類及び減免額は、別に定める。

(退学者の納付金等)

第33条 第16条の規定により退学を許可された者は、当該学期における所定の納付金等を納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の納付金等)

第34条 学年の途中で卒業する者は、卒業時の学期における所定の納付金等を納入しなければならない。

(科目等履修生等の納付金)

第35条 第10章に規定する科目等履修生等の登録料等に関することは、別に定める。

(納付金の不還付)

第36条 既納の納付金等は、原則として返還しない。

第 8 章 教 職 員 組 織

(教職員組織)

第37条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な教職員を置く。

2 教職員の職制及び服務に関することは、別に定める。

第 9 章 教 授 会

(教授会)

第38条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第39条 教授会は学長、教授、准教授及び専任の講師をもって組織する。

2 本章に定めるもののほか、教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第 10 章 科目等履修生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第40条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第24条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第41条 外国人で、第9条第3号の規定に該当し、本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第42条 他の大学又は短期大学との協定により、本学の教育に支障がない場合に限り、当該大学等の学生に単位互換履修生として、本学における授業科目の履修を許可することができる。

2 単位互換履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(社会人聴講生)

第43条 社会人で本学において特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、社会人聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

3 社会人聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 図書館、地域交流センター

(図書館)

第44条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関することは、別に定める。

(地域交流センター)

第45条 本学に地域交流センターを置く。

2 地域交流センターに関することは、別に定める。

第 12 章 表彰及び懲戒

(表彰)

第46条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、卒業時又は適切な機会に表彰することができる。

(懲戒)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒処分する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項による退学は、次の各号の1に該当する学生に対してのみ行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前3項に定めるもののほか、学生の懲戒に関する事は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成14年度から平成17年度の間福祉学部の収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部、学科、専攻	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人間福祉学部	190人	380人	590人	800人
人間福祉学科	120人	240人	375人	510人
社会福祉専攻	75人	150人	240人	330人
介護福祉専攻	45人	90人	135人	180人
地域福祉学科	70人	140人	215人	290人

3 第13条の編入学に関する規定は、平成16年度に編入学を希望する者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の第21条に規定する別表第一及び第25条に規定する別表第二は、施行日の前日に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

3 平成18年度から平成21年度の間福祉学部の収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部、学科、専攻	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人間福祉学部	900人	1,000人	1,100人	1,200人
人間福祉学科	510人	510人	510人	510人

社会福祉専攻	330人	330人	330人	330人
介護福祉専攻	180人	180人	180人	180人
地域福祉学科	290人	290人	290人	290人
子ども家庭福祉学科	100人	200人	300人	400人

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、平成18年4月1日に遡及して適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の第21条に規定する別表第一の開設科目は、施行日前日に在籍する学生に対して、改正前の学則第21条に規定する別表第一の開設科目として科目内容を勘案のうえ、読み替えた科目をもって履修認定するものとする。
- 3 改正後の学則第25条に規定する別表第二の卒業要件は、施行日前日に在籍する学生に対しては、なお従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条に規定する別表第一及び第25条に規定する別表第二は、施行日の前日に在籍する学生並びに平成22年度及び平成23年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。
- 3 平成22年度から平成25年度の間福祉学部の人間福祉学部の収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部、学科、専攻	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人間福祉学部	1,095人	990人	895人	800人
社会福祉学科	130人	260人	405人	550人
社会福祉専攻	95人	190人	300人	410人
介護福祉専攻	35人	70人	105人	140人
人間福祉学科	390人	270人	135人	一人
社会福祉専攻	255人	180人	90人	一人
介護福祉専攻	135人	90人	45人	一人
心理福祉学科	60人	120人	185人	250人
地域福祉学科	215人	140人	70人	一人
子ども家庭福祉学科	300人	200人	100人	一人
子ども未来学部	100人	200人	300人	400人
子ども未来学科	100人	200人	300人	400人

- 4 人間福祉学科社会福祉専攻、人間福祉学科介護福祉専攻、地域福祉学科、子ども家庭福祉学科は、第3条の規定にかかわらず、在籍する学生が存在しなくなるまで存続する。
- 5 人間福祉学科及び地域福祉学科並びに子ども家庭福祉学科の課程を修め、卒業と認定された者の学位は、第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 21 条に規定する別表第一及び第 25 条に規定する別表第二は、施行日の前日に在籍する学生並びに平成 23 年度及び平成 24 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 21 条第 2 項に規定する別表第一及び第 25 条第 1 項に規定する別表第二は、施行日の前日に在籍する学生並びに平成 24 年度及び平成 25 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度以後に第 1 学年に入学する者から適用し、施行日の前日に在籍する者には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 21 条第 2 項に規定する別表第一及び第 25 条第 1 項に規定する別表第二は、施行日の前日に在籍する学生並びに平成 26 年度及び平成 27 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 45 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して適用する。
- 2 平成 31 年度から平成 34 年度の間人福祉学部の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部、学科、専攻	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
人間福祉学部	770 人	740 人	705 人	670 人
社会福祉学科	530 人	510 人	485 人	460 人
社会福祉専攻	395 人	380 人	360 人	340 人
介護福祉専攻	135 人	130 人	125 人	120 人
心理福祉学科	240 人	230 人	220 人	210 人

- 3 平成 31 年度から平成 34 年度の間人科学部の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部、学科、専攻	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
人間科学部	40 人	80 人	125 人	170 人

心理学科	40 人	80 人	125 人	170 人
------	------	------	-------	-------

- 4 改正後の第 2 1 条第 2 項に規定する別表第一及び第 2 5 条第 1 項に規定する別表 第二は、施行日の前日に在籍する学生並びに平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 1 条に規定する別表第一 5.人間科学部 心理学科は、令和元年 4 月 1 日入学者に遡及して適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正前の第 4 5 条の規定の削除は、令和 2 年 7 月 1 日に遡及して適用する。
- 2 改正後の第 2 1 条第 2 項に規定する別表第一及び第 2 5 条第 1 項に規定する別表第二は、施行日の前日に在籍する学生並びに令和 3 年度及び令和 4 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 1 条第 2 項に規定する別表第一は、施行日の前日に在籍する学生並びに令和 4 年度及び令和 5 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 1 条に規定する別表第一及び第 2 5 条に規定する別表第二は、施行日の前日に在籍する学生並びに令和 5 年度及び令和 6 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。
- 3 令和 5 年度から令和 8 年度の間福祉学部の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部、学科、専攻	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人間福祉学部	670 人	670 人	670 人	670 人
社会福祉学科	460 人	460 人	460 人	460 人
社会福祉専攻	340 人	340 人	340 人	340 人
介護福祉専攻	120 人	120 人	120 人	120 人
共生社会学科	50 人	100 人	155 人	210 人
心理福祉学科	160 人	110 人	55 人	一人

- 4 人間福祉学部心理福祉学科は、第 3 条の規定にかかわらず、在籍する学生が存在しなくなるまで存続する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度から令和 9 年度の子ども未来学部及び人間科学部の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部、学科、専攻	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
子ども未来学部	380 人	360 人	340 人	320 人
子ども未来学科	380 人	360 人	340 人	320 人
人間科学部	190 人	210 人	230 人	250 人
心理学科	190 人	210 人	230 人	250 人

附 則

- この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 21 条第 2 項に規定する別表第一及び第 25 条第 1 項に規定する別表第二は、施行日以前に在籍する学生並びに令和 7 年度及び令和 8 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。
- 令和 7 年度から令和 10 年度の子ども教育学部の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部、学科、専攻	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
子ども教育学部	80人	160人	240人	320人
子ども教育学科	80人	160人	240人	320人
子ども未来学部	280人	180人	80人	—
子ども未来学科	280人	180人	80人	—

- 子ども未来学部子ども未来学科は、第 3 条の規定にかかわらず、在籍する学生が存在しなくなるまで存続する。
- 令和 7 年度から令和 10 年度の間人福祉学部及び人間科学部の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部、学科、専攻	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
人間福祉学部	655 人	640 人	640 人	640 人
社会福祉学科	450 人	440 人	440 人	440 人
社会福祉専攻	330 人	320 人	320 人	320 人
介護福祉専攻	120 人	120 人	120 人	120 人
共生社会学科	150 人	200 人	200 人	200 人
心理福祉学科	55 人	一人	一人	一人
人間科学部	205 人	220 人	240 人	240 人
心理学科	205 人	220 人	240 人	240 人

別表第一（第21条関係）

1. 人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

(1) 総合教育科目

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
総合教育科目	人間	心理学	2	
		倫理学	2	
		美術概論	2	
		文学入門	2	
		日本文化体験	2	
	社会	社会学	2	
		日本国憲法	2	
		経済学	2	
		世界史	2	
		政治学	2	
	自然	数学入門	2	
		人間と環境	2	
		生活科学	2	
		生命科学	2	
	言語	英語	2	
		韓国語（基礎）	2	
		中国語（基礎）	2	
		手話（基礎）	2	
		韓国語（応用）	2	
		中国語（応用）	2	
		手話（応用）	2	
		英語コミュニケーション	2	
	スポーツ	スポーツ	2	
		福祉とスポーツ	2	
		スポーツ・コミュニケーション	2	
	基礎	基礎演習Ⅰ	2	
		日本語表現法（基礎）	2	
		情報リテラシー（基礎）	2	
		日本語表現法（応用）	2	
		情報リテラシー（応用）	2	
		基礎演習Ⅱ	2	
		実用日本語表現法	2	
		社会福祉入門	2	
	探究	海外研修	2	
		地域探究Ⅰ（課題とニーズ）	2	
		地域探究Ⅱ（知識とスキル）	2	
		地域探究Ⅲ（フィールドワークA）	2	
		地域探究Ⅳ（フィールドワークB）	2	

(2) 専門基礎科目

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目		福祉マインド実践講座	2	
		高齢者福祉論	2	
		障害者福祉論	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
		公的扶助論	2	
		児童・家庭福祉論	2	
		医学概論	2	
		社会保障論Ⅰ	2	
		地域福祉論Ⅰ	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2	
		キャリア講座	2	
		保健医療と福祉	2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
		社会調査法	2	
		司法福祉論	2	
		福祉サービスの組織と経営	2	
		権利擁護を支える法制度	2	
		生活福祉工学Ⅰ		2
		教育社会学		2
		カウンセリング		2
		社会福祉情報論		2
		精神医学Ⅰ		2
		精神保健福祉の原理Ⅰ		2
		ソーシャルワーク演習		2
		生活福祉工学Ⅱ		2
		発達心理学		2
		精神医学Ⅱ		2
		精神保健福祉の原理Ⅱ		2
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ		2
		精神保健学Ⅰ		2
		介護福祉論		1
		精神保健学Ⅱ		2
		地域探究Ⅴ（地域課題の理解と解決法）		2

(3) 専門発展科目

授業科目の名称		単位数		備 考
		必修	選択	
専門 発 展 科 目	社会保障論Ⅱ	2		
	地域福祉論Ⅱ	2		
	専門演習Ⅰ	4		
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	2		
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2		
	専門演習Ⅱ	4		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2	
	福祉とICT		2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		4	
	精神保健福祉援助演習Ⅰ		4	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ		4	
	精神保健福祉制度論		2	
	精神保健福祉援助論Ⅰ		2	
	スクールソーシャルワーク論		2	
	福祉情報マネジメント論		2	
	災害福祉論		2	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ		2	
	スクールソーシャルワーク演習		2	
	精神障害リハビリテーション論		2	
	精神保健福祉援助論Ⅱ		2	
	医療福祉論		2	
	発達障害福祉論		2	
	起業経営論		2	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ		2	
	社会福祉総合演習		2	
	社会福祉総合講座Ⅰ		2	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ		2	
	精神保健福祉援助演習Ⅱ		2	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ		2	
	医療ソーシャルワーク実習指導		2	
	スクールソーシャルワーク実習指導		2	
	社会福祉総合講座Ⅱ		2	
	地域探究Ⅵ(地域イノベーション実践)		2	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		2	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		6	
	精神保健福祉援助実習Ⅰ		3	
	精神保健福祉援助実習Ⅱ		3	
	医療ソーシャルワーク実習		2	
	スクールソーシャルワーク実習		2	
	卒業研究		4	

2. 人間福祉学部 社会福祉学科 介護福祉専攻

(1) 総合教育科目

		授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
総合教育科目	人間	心理学	2		
		倫理学	2		
		美術概論	2		
		文学入門	2		
		日本文化体験	2		
	社会	日本国憲法	2		
		経済学	2		
		世界史	2		
		政治学	2		
		日本史	2		
	自然	社会学	2		
		数学入門	2		
		人間と環境	2		
		生活科学	2		
		生命科学	2		
	言語	英語	2		
		韓国語（基礎）	2		
		中国語（基礎）	2		
		手話（基礎）	2		
		韓国語（応用）	2		
		中国語（応用）	2		
		手話（応用）	2		
		英語コミュニケーション	2		
	スポーツ	スポーツ	2		
		福祉とスポーツ	2		
		スポーツ・コミュニケーション	2		
	基礎	基礎演習Ⅰ	2		
		日本語表現法（基礎）	2		
		情報リテラシー（基礎）	2		
		日本語表現法（応用）	2		
		情報リテラシー（応用）	2		
		基礎演習Ⅱ	2		
		実用日本語表現法	2		
		社会福祉入門	2		
	探究	海外研修	2		
		地域探究Ⅰ（課題とニーズ）	2		
		地域探究Ⅱ（知識とスキル）	2		
		地域探究Ⅲ（フィールドワークA）	2		
		地域探究Ⅳ（フィールドワークB）	2		

(2) 専門基礎科目

		授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
専門基礎科目		福祉マインド実践講座	2		
		高齢者福祉論	2		
		障害者福祉論	2		
		介護福祉論Ⅰ	2		
		コミュニケーション技術Ⅰ	2		
		生活福祉論	2		
		自立に向けた生活支援技術Ⅰ	2		
		介護福祉論Ⅱ	2		
		介護過程の基本Ⅰ	2		
		認知症の理解	2		
		自立に向けた生活支援技術Ⅱ	2		
		アクティビティ・サービス論	2		
		介護総合演習Ⅰ	2		
		医学概論	2		
		社会保障論Ⅰ	2		
		介護過程の基本Ⅱ	2		
		こころとからだのしくみⅠ	2		
		障害の理解	2		
		障害に応じた介護Ⅰ	2		
		権利擁護を支える法制度	2		
		介護実習Ⅰ	4		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2	
		居住環境論		2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2	
		公的扶助論		2	
		児童・家庭福祉論		2	
		カウンセリング		2	
		地域福祉論Ⅰ		2	
		ソーシャルワーク演習		2	
		社会福祉の原理と政策Ⅰ		2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2	
		発達心理学		2	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ		2	
		キャリア講座		2	
		保健医療と福祉		2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職		2	
		社会調査法		2	
		司法福祉論		2	
		福祉サービスの組織と経営		2	
		地域探究Ⅴ（地域課題の理解と解決法）		2	

(3) 専門発展科目

	授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
専門 発 展 科 目	認知症ケア論	2		
	社会保障論Ⅱ	2		
	専門演習Ⅰ	4		
	専門演習Ⅱ	4		
	老年心理学	2		
	コミュニケーション技術Ⅱ		2	
	自立に向けた生活環境Ⅰ		2	
	介護総合演習Ⅱ		2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		2	
	こころとからだのしくみⅡ		2	
	地域福祉論Ⅱ		2	
	介護過程の展開Ⅰ		2	
	自立に向けた生活環境Ⅱ		2	
	介護総合演習Ⅲ		2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		4	
	医療的ケアⅠ		2	
	こころとからだのしくみⅢ		2	
	リハビリテーション論		2	
	社会福祉の原理と政策Ⅱ		2	
	障害に応じた介護Ⅱ		2	
	介護過程の展開Ⅱ		2	
	自立に向けた家事の介護Ⅰ		2	
	介護総合演習Ⅳ		2	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ		2	
	医療的ケアⅡ		2	
	チームマネジメント論		2	
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ		2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）		2	
	介護福祉学総合講座Ⅰ		2	
	介護過程の展開Ⅲ		2	
	自立に向けた家事の介護Ⅱ		2	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ		2	
	社会福祉総合演習		2	
	医療的ケアⅢ		2	
	ケアマネジメント論		2	
	介護福祉学総合講座Ⅱ		2	
	社会福祉総合講座Ⅰ		2	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ		2	
	社会福祉総合講座Ⅱ		2	
	地域探究Ⅵ（地域イノベーション実践）		2	
	介護実習Ⅱ		5	
	介護実習Ⅲ		6	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		2	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		6	
	卒業研究		4	

3. 人間福祉学部 共生社会学科

(1) 総合教育科目

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
総合教育科目	人間	心理学	2	教科及び教職に関する科目
		倫理学	2	教科及び教職に関する科目
		美術概論	2	
		文学入門	2	
		日本文化体験	2	
	社会	日本国憲法	2	
		経済学	2	教科及び教職に関する科目
		世界史	2	教科及び教職に関する科目
		政治学	2	教科及び教職に関する科目
		日本史	2	教科及び教職に関する科目
	自然	社会学	2	教科及び教職に関する科目
		数学入門	2	
		人間と環境	2	
		生活科学	2	
	言語	生命科学	2	
		英語	2	
		韓国語（基礎）	2	
		中国語（基礎）	2	
		手話（基礎）	2	
		韓国語（応用）	2	
		中国語（応用）	2	
		手話（応用）	2	
	スポーツ	英語コミュニケーション	2	
		スポーツ	2	
		福祉とスポーツ	2	
	基礎	スポーツ・コミュニケーション	2	
		基礎演習Ⅰ	2	
		日本語表現法（基礎）	2	
		情報リテラシー（基礎）	2	
		日本語表現法（応用）	2	
		情報リテラシー（応用）	2	
		基礎演習Ⅱ	2	
		実用日本語表現法	2	
		社会福祉入門	2	
		海外研修	2	
	探究	地域探究Ⅰ（課題とニーズ）	2	
		地域探究Ⅱ（知識とスキル）	2	
		地域探究Ⅲ（フィールドワークA）	2	
		地域探究Ⅳ（フィールドワークB）	2	

(2) 専門基礎科目

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目	共生マインド実践講座	2		教科及び教職に関する科目
	高齢者福祉論	2		教科及び教職に関する科目
	障害者福祉論	2		教科及び教職に関する科目
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		教科及び教職に関する科目
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		教科及び教職に関する科目
	児童・家庭福祉論	2		教科及び教職に関する科目
	社会保障論Ⅰ	2		教科及び教職に関する科目
	ソーシャルワーク演習	2		教科及び教職に関する科目
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	2		教科及び教職に関する科目
	法学		2	教科及び教職に関する科目
	公的扶助論		2	教科及び教職に関する科目
	教育心理学		2	教科及び教職に関する科目
	宗教学		2	教科及び教職に関する科目
	臨床心理学概論		2	
	児童心理学		2	
	医学概論		2	
	地域福祉論Ⅰ		2	教科及び教職に関する科目
	教育原理		2	教科及び教職に関する科目
	特別支援教育概論		2	教科及び教職に関する科目
	民族と国家		2	
	地理学		2	教科及び教職に関する科目
	カウンセリング		2	
	インクルーシブ教育		2	
	社会福祉の原理と政策Ⅰ		2	教科及び教職に関する科目
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2	教科及び教職に関する科目
	共生社会論		2	教科及び教職に関する科目
	教育相談		2	教科及び教職に関する科目
	道徳の理論及び指導法		2	教科及び教職に関する科目
	知的障害者の心理		2	特別支援教育に関する科目
	知的障害者の生理・病理		2	特別支援教育に関する科目
	肢体不自由者の心理		2	特別支援教育に関する科目
	肢体不自由者の生理・病理		2	特別支援教育に関する科目
	発達心理学		2	
	会計学		2	
	教職総合講座Ⅰ		2	
	キャリア講座		2	
	保健医療と福祉		2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職		2	
	社会調査法		2	教科及び教職に関する科目
	司法福祉論		2	
	加齢・障害の理解		2	教科及び教職に関する科目
	教育社会学		2	
	介護福祉論		1	教科及び教職に関する科目
	福祉サービスの組織と経営		2	
	権利擁護を支える法制度		2	
	伝統宗教と日本社会		2	教科及び教職に関する科目
	多文化共生		2	
	介護技術		1	教科及び教職に関する科目
	教職総合講座Ⅱ		2	
	地域探究Ⅴ（地域課題の理解と解決法）		2	

(3) 専門発展科目

授業科目の名称		単位数		備 考
		必修	選択	
専門発展科目	専門演習Ⅰ	4		
	専門演習Ⅱ	2		
	障害児の心理・生理・病理		2	特別支援教育に関する科目
	障害児教育論		2	特別支援教育に関する科目
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		2	特別支援教育に関する科目
	LD・ADHD児等教育総論		1	特別支援教育に関する科目
	病弱教育論		1	特別支援教育に関する科目
	社会保障論Ⅱ		2	
	地域福祉論Ⅱ		2	特別支援教育に関する科目
	家族社会学		2	特別支援教育に関する科目
	現代社会と人間関係		2	特別支援教育に関する科目
	人体の機能と日常生活		2	特別支援教育に関する科目
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2	特別支援教育に関する科目
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		4	
	社会福祉の原理と政策Ⅱ		2	特別支援教育に関する科目
	国際関係論		2	特別支援教育に関する科目
	教職概論		2	特別支援教育に関する科目
	生徒指導論		2	特別支援教育に関する科目
	知的障害児教育Ⅰ		2	特別支援教育に関する科目
	肢体不自由児教育Ⅰ		2	特別支援教育に関する科目
	グループダイナミクス		2	
	福祉心理学		2	
	共生社会と心理支援		2	
	ジェンダー論		2	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ		2	特別支援教育に関する科目
	教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）		2	特別支援教育に関する科目
	進路指導論		1	特別支援教育に関する科目
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ		2	
	ソーシャルワークの基礎と専門職（専門）		2	
	国際福祉論		2	特別支援教育に関する科目
	主権者教育総論		2	特別支援教育に関する科目
	教育課程論		2	特別支援教育に関する科目
	学校経営論		2	特別支援教育に関する科目
	知的障害児教育Ⅱ		2	特別支援教育に関する科目
	肢体不自由児教育Ⅱ		2	特別支援教育に関する科目
	共生社会と社会政策論		2	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ		2	
	視覚障害者指導法		1	特別支援教育に関する科目
	聴覚障害者指導法		1	特別支援教育に関する科目
	重複障害者教育指導法		1	特別支援教育に関する科目
	社会福祉総合演習		2	
	社会福祉総合講座Ⅰ		2	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ		2	
	社会福祉総合講座Ⅱ		2	
	地域探究Ⅵ（地域イノベーション実践）		2	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		2	特別支援教育に関する科目
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		6	
	卒業研究		4	

(4) 中高・教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項以外)

授業科目の名称		単位数		備 考
		必修	選択	
教科及び教職に関する科目	教育心理学		2	専門基礎
	教育原理		2	専門基礎
	特別支援教育概論		2	専門基礎
	教育相談		2	専門基礎
	道徳の理論及び指導法		2	専門基礎
	教職概論		2	専門発展
	生徒指導論		2	専門発展
	教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）		2	専門発展
	進路指導論		1	専門発展
	教育課程論		2	専門発展
	学校経営論		2	専門発展
	社会科教育法		2	
	社会科指導法		2	
	福祉科教育法		2	
	特別活動の指導法		1	
	福祉科指導法		2	
	公民科教育法		2	
	公民科指導法		2	
	総合的な学習の時間の指導法		1	
	教育実習指導		2	
	教職実践演習（中・高）		2	
	中学校教育実習		4	
	高等学校教育実習		2	

(5) 特別支援教育に関する科目

授業科目の名称		単位数		備 考
		必修	選択	
特別支援教育に関する科目	知的障害者の心理		2	専門基礎
	知的障害者の生理・病理		2	専門基礎
	肢体不自由者の心理		2	専門基礎
	肢体不自由者の生理・病理		2	専門基礎
	障害児の心理・生理・病理		2	専門発展
	障害児教育論		2	専門発展
	LD・ADHD児等教育総論		1	専門発展
	病弱教育論		1	専門発展
	知的障害児教育Ⅰ		2	専門発展
	肢体不自由児教育Ⅰ		2	専門発展
	知的障害児教育Ⅱ		2	専門発展
	肢体不自由児教育Ⅱ		2	専門発展
	視覚障害者指導法		1	専門発展
	聴覚障害者指導法		1	専門発展
	重複障害者教育指導法		1	専門発展
	特別支援教育実習指導		2	
	特別支援教育実習		2	

4. 子ども教育学部 子ども教育学科

(1) 総合教育科目

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
総合教育科目	人間	心理学	2	
		倫理学		2
		美術概論		2
		文学入門		2
		日本文化体験		2
	社会	日本国憲法	2	
		経済学		2
		世界史		2
		政治学		2
	自然	数学入門		2
		人間と環境		2
		生命科学		2
	言語	英語	2	
		韓国語（基礎）		2
		中国語（基礎）		2
		手話（基礎）		2
		韓国語（応用）		2
		中国語（応用）		2
		手話（応用）		2
		英語コミュニケーション		2
	スポーツ	スポーツ	2	
		スポーツ・コミュニケーション		2
	基礎	基礎演習Ⅰ	1	
		日本語表現法（基礎）	2	
		情報リテラシー（基礎）	2	
		日本語表現法（応用）	2	
		情報リテラシー（応用）	2	
		基礎演習Ⅱ	1	
		実用日本語表現法		2
		社会福祉入門		2
		海外研修		2

(2) 専門基礎科目

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目	保育・教育マインド実践講座	2		教科及び教職に関する科目
	子ども理解の理論と方法	2		教科及び教職に関する科目
	教育の原理	2		教科及び教職に関する科目
	保育原理	2		
	社会福祉概論	2		
	子どもと音楽表現Ⅰ	1		教科及び教職に関する科目
	子どもと造形表現Ⅰ	1		教科及び教職に関する科目
	子ども家庭福祉論	2		
	発達心理学	2		教科及び教職に関する科目
	子どもと音楽表現Ⅱ	1		教科及び教職に関する科目
	子どもと造形表現Ⅱ	1		教科及び教職に関する科目
	子どもと健康	1		教科及び教職に関する科目
	教職概論	2		教科及び教職に関する科目
	カウンセリング	2		教科及び教職に関する科目
	保育内容（健康）	2		教科及び教職に関する科目
	子どもと人間関係	1		教科及び教職に関する科目
	子どもと言葉	1		教科及び教職に関する科目
	カリキュラム論	2		教科及び教職に関する科目
	特別支援教育・保育論	2		教科及び教職に関する科目
	保育内容（人間関係）	2		教科及び教職に関する科目
	保育内容（言葉）	2		教科及び教職に関する科目
	子どもと環境	1		教科及び教職に関する科目
	保育内容（環境）	2		教科及び教職に関する科目
	保育内容（表現）	2		教科及び教職に関する科目
	教育・保育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2		教科及び教職に関する科目
	教育相談	2		教科及び教職に関する科目
	学校経営論	2		教科及び教職に関する科目
	児童文化	2		教科及び教職に関する科目
	保育内容総論	2		教科及び教職に関する科目
	スポーツ（保育）		1	
	教育史		2	教科及び教職に関する科目
	国語		2	教科及び教職に関する科目
	生活		2	教科及び教職に関する科目
	音楽		2	教科及び教職に関する科目
	図画工作		2	教科及び教職に関する科目
	体育		2	教科及び教職に関する科目
	子どもと家族の心理学		2	
	子どもの保健		2	
	乳児保育Ⅰ		2	
	社会的養護Ⅰ		2	
	道徳教育の理論と方法		2	教科及び教職に関する科目
	子ども家庭支援論		2	
	国語科指導法		2	教科及び教職に関する科目
	生活科指導法		2	教科及び教職に関する科目
	音楽科指導法		2	教科及び教職に関する科目
	図画工作科指導法		2	教科及び教職に関する科目
	体育科指導法		2	教科及び教職に関する科目
	子どもの食と栄養		2	
	乳児保育Ⅱ		1	
	子どもの健康と安全		1	
	社会		2	教科及び教職に関する科目
	算数		2	教科及び教職に関する科目
	理科		2	教科及び教職に関する科目
	家庭		2	教科及び教職に関する科目
	外国語（英語）		2	教科及び教職に関する科目
	特別活動・総合的な学習の時間の指導法		2	教科及び教職に関する科目
	社会的養護Ⅱ		1	
	子育て支援		1	
	生徒指導・キャリア教育		2	教科及び教職に関する科目
	社会科指導法		2	教科及び教職に関する科目
	算数科指導法		2	教科及び教職に関する科目
	理科指導法		2	教科及び教職に関する科目
	家庭科指導法		2	教科及び教職に関する科目
	外国語（英語）指導法		2	教科及び教職に関する科目

(3) 専門発展科目

授業科目の名称		単位数		備 考
		必修	選択	
専門 発展 科目	専門演習	2		
	キャリア講座	2		
	幼稚園教育実習指導Ⅰ		1	教科及び数値に関する科目
	学校インターンシップ		2	教科及び数値に関する科目
	保育所実習指導Ⅰ		1	
	施設実習指導Ⅰ		1	
	子どもとキャンプ		2	
	子ども教育研究A（アート表現）		2	
	子ども教育研究B（健康スポーツ）		2	
	子ども教育研究C（多文化共生）		2	
	子ども教育研究D（地域・行政連携）		2	
	子ども教育研究E（保護者支援・相談）		2	
	子ども教育研究F（教育・保育とメディア）		2	
	保育所実習指導Ⅱ		1	
	施設実習指導Ⅱ		1	
	スポーツ指導員養成講座		2	
	幼稚園教育実習指導Ⅱ		1	教科及び数値に関する科目
	小学校教育実習指導		1	教科及び数値に関する科目
	保育・教職実践演習（幼・小）		2	教科及び数値に関する科目
	幼稚園教育実習Ⅰ		2	教科及び数値に関する科目
	保育所実習Ⅰ		2	
	施設実習Ⅰ		2	
	保育所実習Ⅱ		2	
	施設実習Ⅱ		2	
	小学校教育実習B		4	教科及び数値に関する科目
	小学校教育実習A		2	教科及び数値に関する科目
	幼稚園教育実習Ⅱ		2	教科及び数値に関する科目
	卒業研究		4	

5. 人間科学部 心理学科

(1) 総合教育科目

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
人間	心理学		2	
	倫理学		2	
	美術概論		2	
	文学入門		2	
	日本文化体験		2	
社会	日本国憲法		2	
	経済学		2	
	世界史		2	
	政治学		2	
	日本史		2	
	社会学		2	
自然	数学入門		2	
	人間と環境		2	
	生活科学		2	
	生命科学		2	
言語	英語	2		
	韓国語（基礎）		2	
	中国語（基礎）		2	
	手話（基礎）		2	
	韓国語（応用）		2	
	中国語（応用）		2	
	手話（応用）		2	
	英語コミュニケーション		2	
スポーツ	スポーツ		2	
	福祉とスポーツ		2	
	スポーツ・コミュニケーション		2	
基礎	基礎演習Ⅰ	2		
	日本語表現法（基礎）	2		
	情報リテラシー（基礎）	2		
	日本語表現法（応用）	2		
	情報リテラシー（応用）	2		
	基礎演習Ⅱ	2		
	実用日本語表現法		2	
	社会福祉入門		2	
探究	海外研修		2	
	地域探究Ⅰ（課題とニーズ）		2	
	地域探究Ⅱ（知識とスキル）		2	
	地域探究Ⅲ（フィールドワークA）		2	
	地域探究Ⅳ（フィールドワークB）		2	

(2) 専門基礎科目

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目	人間科学マインド	4		
	心理学概論	2		
	発達心理学Ⅰ	2		
	生涯学習概論Ⅰ	2		
	発達心理学Ⅱ	2		
	生涯学習概論Ⅱ	2		
	心理的アセスメント	2		
	心理学的支援法	2		
	心理学統計法	2		
	心理学実験	2		
	学習・言語心理学		2	
	人体の構造と機能及び疾病		2	
	知覚・認知心理学		2	
	社会・集団・家族心理学		2	
	臨床心理学概論		2	
	神経・生理心理学		2	
	心理学研究法		2	
	感情・人格心理学		2	
	心の発達と生涯学習		2	
	関係行政論		2	
	心理学の歴史と発展		2	
	現代社会とジェンダー		2	
	心理学応用実験		2	
	障がい者スポーツ支援		2	
	多文化共生		2	
	地域探究Ⅴ（地域課題の理解と解決法）		2	

(3) 専門発展科目

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
専門発展科目	教育・学校心理学	2		
	健康・医療心理学	2		
	専門演習Ⅰ	4		
	福祉心理学	2		
	コミュニティ心理学	2		
	専門演習Ⅱ	4		
	精神疾患とその治療		2	
	公認心理師の職責		2	
	障害者・障害児心理学		2	
	NPO活動と社会教育		2	
	環境教育演習		2	
	心理的アセスメント演習		2	
	心理学的支援法演習		2	
	行動経済心理学		2	
	社会教育施設論		2	
	青年心理学		2	
	心理演習Ⅰ		2	
	産業・組織心理学		2	
	司法・犯罪心理学		2	
	感情とコミュニケーション		2	
	心理調査計画法		2	
	社会教育経営論Ⅰ		2	
	生涯学習支援論Ⅰ		2	
	老年心理学		2	
	心理演習Ⅱ		2	
	心理データ分析		2	
	社会教育経営論Ⅱ		2	
	生涯学習支援論Ⅱ		2	
	精神疾患と心理療法		2	
	労働とメンタルヘルス		2	
	心理演習Ⅲ		2	
	地域づくり研究		2	
	社会教育演習Ⅰ		2	
	社会教育演習Ⅱ		2	
	地域探究Ⅵ（地域イノベーション実践）		2	
	心理実習Ⅰ		2	
	心理実習Ⅱ		2	
	社会教育実習		1	
	卒業研究		4	

別表第二（第25条関係）

1. 人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

卒業要件単位

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	16単位
	選択	10単位以上
	小計	26単位以上
専門基礎科目	必修	38単位
	選択	12単位以上
	小計	50単位以上
専門発展科目	必修	18単位
	選択	20単位以上
	小計	38単位以上
〈自由選択履修〉 各科目区分の要件を超えて修得した単位（余剰単位）および他学部他学科開講科目から修得した単位		10単位以上
合計		124単位以上

2. 人間福祉学部 社会福祉学科 介護福祉専攻

卒業要件単位

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	14単位
	選択	4単位以上
	小計	18単位以上
専門基礎科目	必修	44単位
	選択	16単位以上
	小計	60単位以上
専門発展科目	必修	14単位
	選択	22単位以上
	小計	36単位以上
〈自由選択履修〉 各科目区分の要件を超えて修得した単位（余剰単位）および他学部他学科開講科目から修得した単位		10単位以上
合計		124単位以上

3. 人間福祉学部 共生社会学科

卒業要件単位

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	14単位
	選択	12単位以上
	小計	26単位以上
専門基礎科目	必修	18単位
	選択	26単位以上
	小計	44単位以上
専門発展科目	必修	6単位
	選択	38単位以上
	小計	44単位以上
〈自由選択履修〉 各科目区分の要件を超えて修得した単位（余剰単位）および他学部他学科開講科目から修得した単位		10単位以上
合計		124単位以上

4. 子ども教育学部 子ども教育学科

卒業要件単位

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	18単位
	選択	10単位以上
	小計	28単位以上
専門基礎科目	必修	50単位
	選択	任意
	小計	50単位以上
専門発展科目	必修	4単位
	選択	任意
	小計	4単位以上
専門基礎科目 又は 専門発展科目	選択	42単位以上
	小計	42単位以上
合計		124単位以上

5. 人間科学部 心理学科

卒業要件単位

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	14単位
	選択	10単位以上
	小計	24単位以上
専門基礎科目	必修	22単位
	選択	14単位以上
	小計	36単位以上
専門発展科目	必修	16単位
	選択	38単位以上
	小計	54単位以上
〈自由選択履修〉 各科目区分の要件を超えて修得した単位（余剰単位）および他学部他学科開講科目から修得した単位		10単位以上
合計		124単位以上

田園調布学園大学 子ども教育学部子ども教育学科 教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）第21条第3項及び田園調布学園大学履修規程（以下、「履修規程」という。）第20条の規定に基づき、「田園調布学園大学子ども教育学部子ども教育学科」（以下、「本学科」という）における教職課程の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(取得できる免許状の種類)

第2条 本学科において取得することができる教育職員免許状の種類は、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状とする。

(教育職員免許状授与の資格要件)

第3条 本学科に所属し、教育職員免許状授与の資格（以下、「所要資格」という。）を取得しようとする者は、学則第25条に規定する卒業の要件を満たし、かつ教育職員免許法（平成28年法律第87号）及び同法施行規則（平成29年文部科学省令第41号）の定めに従い、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(教職課程における授業科目)

第4条 前条に定める所要資格を得るために必要とする授業科目及び単位数並びに履修方法については、別表1及び別表2に定めるところによる。

(履修登録)

第5条 教職課程の授業科目を履修するためには、毎学年始めの所定の期間内に全学ネットワークシステム「でんでんぱん」により、履修規程第5条に規定する手続きをもって必要な授業科目の履修登録を行わなければならない。

2 教職課程を履修する者は、原則として1年次に「教職課程・保育士養成課程登録カード」の提出をもって届け出なければならない。

3 2年次までに教職課程を履修している者のうち、小学校教育実習A・Bを予定する者は、2年次学年末の所定の期間内に教職課程の担当教員の面談を受けた上、「小学校教育実習A・B実習登録票」を提出しなければならない。

4 第1項により教職課程の授業科目の履修登録を行う際に、履修規程第11条第1項に規定する上限単位数を超える者について、学長は、当該学生の本学科における教職課程を含む学修状況を勘案の上、同条第2項第5号の規定により、教職課程の授業科目に係る登録単位数を上限単位数から除外するものとして認める場合がある。

(履修要件を有する科目)

第6条 第4条別表1に定める「幼稚園教育実習Ⅰ」、「幼稚園教育実習Ⅱ」、「小学校教育実習A」、「小学校教育実習B」及び「保育・教職実践演習（幼・小）」については、次のとおり履修要件を定める。

(1) 「幼稚園教育実習Ⅰ」については、「幼稚園教育実習指導Ⅰ」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。

(2) 「幼稚園教育実習Ⅱ」については、「幼稚園教育実習Ⅰ」を履修済みであること、「幼稚園教育実習指導Ⅱ」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。

- (3) 「小学校教育実習 A」については、「幼稚園教育実習 I」を履修済みであること。
- (4) 「小学校教育実習 A」、「小学校教育実習 B」については、「小学校教育実習指導」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。
- (5) 「保育・教職実践演習（幼・小）」については、「幼稚園教育実習 II」、「小学校教育実習 A」「小学校教育実習 B」のいずれかの単位を修得見込みであること、又は「保育所実習 II」・「施設実習 II」（どちらかを選択）の単位を修得済み又は修得見込みでなければならない。

（介護等体験）

第 7 条 第 2 条に規定する小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（令和 4 年法律第 7 7 号）に定める介護等の体験を実施しなければならない。

（教職課程履修継続の不許可及び履修取消手続）

第 8 条 第 4 条別表 1 に定める授業科目の内、1 年次及び 2 年次に開設する必修科目その他教職課程における授業科目の単位修得状況その他の点から教育職員を志望する者として不適格と認められた場合は、3 年次以降における教職課程の履修の継続を認めないことがある。

- 2 前項に該当する者及び教職課程の履修登録を取り消す場合は、速やかに「教職課程・保育士養成課程登録の取消申込書」を提出するものとする。ただし、当該申込書を提出する時期が履修規程第 5 条第 1 項に定める期間外にあっては、既登録科目の登録を取り消すことはできない。

（教育職員免許状の申請手続）

第 9 条 教育職員免許状は、この規程の定めるところにより所要資格を得た者が都道府県の教育委員会に申請することによって授与される。

- 2 本学科に正規学生として所属する者に係る教育職員免許状の申請は、本学事務局で取りまとめの上、神奈川県教育委員会へ一括して行う。

（委任）

第 10 条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、子ども教育学科会議及び教職課程委員会における審議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

1. 幼稚園教諭一種免許状

(1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目

①領域に関する専門的事項

施行規則に定める科目区分等				左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分		各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位数			
				必	選		
領域 及び 保育 内容 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	領域 に 関 す る 専 門 的 事 項	健康	子どもと健康	1			
		人間関係	子どもと人間関係	1			
		環境	子どもと環境	1			
		言葉	子どもと言葉	1			
		表現	子どもと音楽表現Ⅰ	1			
			子どもと音楽表現Ⅱ	1			
			子どもと造形表現Ⅰ	1			
			子どもと造形表現Ⅱ	1			
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における 複数の事項を合わせた内容に係る科目						
教員の免許状取得のための最低修得単位数 ②保育内容の指導法の単位数と合わせて16単位			教員の免許状取得のための必修科目8単位				

②保育内容の指導法

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分		授業科目	単位数		
			必	選	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	(保育内容の情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容総論	2		
		保育内容（健康）	2		
		保育内容（人間関係）	2		
		保育内容（環境）	2		
		保育内容（言葉）	2		
		保育内容（表現）	2		
教員の免許状取得のための最低修得単位数 ①領域に関する専門的事項の単位数と合わせて16単位		教員の免許状取得のための必修科目12単位			

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		共通開設	
				必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育の原理	2		小	
			教育史		2	小	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		小	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校経営論	2		小	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		小	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育・保育論	2		小	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		カリキュラム論	2		小	
道徳、及び総合的な学習の時間等の指導に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育・保育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2		小	
	幼児理解の理論及び方法		子ども理解の理論と方法	2			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		小	
教育実践に関する科目	教育実習	5	幼稚園教育実習指導Ⅰ	1		小	幼稚園教育実習Ⅱまたは小学校教育実習Ａのいずれか選択必修 幼稚園教育実習Ⅱを履修の場合は幼稚園教育実習指導Ⅱ、 小学校教育実習Ａを履修の場合は小学校教育実習指導も履修する
			幼稚園教育実習Ⅰ	2		小	
			幼稚園教育実習指導Ⅱ		1		
			幼稚園教育実習Ⅱ		2		
			小学校教育実習指導		1	小	
			小学校教育実習Ａ		2	小	
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	2		小	
教員の免許状取得のための最低修得単位数21単位			教員の免許状取得のための必修科目25単位 教員の免許状取得のための選択科目 6単位				

(3) 大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分	授業科目	単位数		
		必	選	
大学が独自に設定する科目	児童文化	2		
	カウンセリング	2		
	保育・教育マインド実践講座	2		
教員の免許状取得のための最低修得単位数14単位※	教員の免許状取得のための必修科目6単位			※他の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位数を合算して14単位以上修得

2. 小学校教諭一種免許状

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分		各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		
				必	選	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	国語		2	いずれか10科目より10単位以上選択必修
		社会	社会		2	
		算数	算数		2	
		理科	理科		2	
		生活	生活		2	
		音楽	音楽		2	
		図画工作	図画工作		2	
		家庭	家庭		2	
		体育	体育		2	
		外国語	外国語（英語）		2	
	（情報通信各技術科の活用を含む。）	国語（書写を含む。）	国語科指導法	2		
		社会	社会科指導法	2		
		算数	算数科指導法	2		
		理科	理科指導法	2		
		生活	生活科指導法	2		
		音楽	音楽科指導法	2		
		図画工作	図画工作科指導法	2		
		家庭	家庭科指導法	2		
		体育	体育科指導法	2		
		外国語	外国語（英語）指導法	2		
教員の免許状取得のための最低修得単位数30単位			教員の免許状取得のための必修科目30単位 教員の免許状取得のための選択科目10単位			

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		共通開設	
				必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育の原理	2		幼	
			教育史		2	幼	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		幼	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校経営論	2		幼	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		幼	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育・保育論	2		幼	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		カリキュラム論	2		幼	
道徳、総合的な学習の時間等の指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の理論と方法	2			特別活動の指導法を含む
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2			
	特別活動の指導法						情報通信を活用した教育の理論及び方法を含む
	教育の方法及び技術		教育・保育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2		幼	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・キャリア教育	2			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		幼	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	5	幼稚園教育実習指導Ⅰ		1	幼	幼稚園教育実習Ⅰ、小学校教育実習Ａ、小学校教育実習Ｂの3科目より4単位以上選択必修 幼稚園教育実習Ⅰを履修の場合は幼稚園教育実習指導Ⅰも履修する
			幼稚園教育実習Ⅰ		2	幼	
			小学校教育実習指導	1		幼	
			小学校教育実習Ａ		2	幼	
			小学校教育実習Ｂ		4		
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	2		幼	
教員の免許状取得のための最低修得単位数27単位			教員の免許状取得のための必修科目29単位 教員の免許状取得のための選択科目 7単位				

別表２（第４条関係）

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

①幼稚園教諭一種免許状

②小学校教諭一種免許状

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分	単位数	授業科目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	スポーツ	2		
外国語コミュニケーション	2	英語	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報リテラシー（基礎）	2		